

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

同代理人

大阪市中央区北浜2丁目6番26号
大阪グリーンビルディング8階
蒼星法律事務所
弁護士 永木 友雪

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和3年4月14日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年1月29日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成18年3月14日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）の母（以下「母」という。）、請求人の姉（以下「姉」という。）、請求人の兄（以下「兄」という。）及び請求人を同一世帯として、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年1月29日付けで、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 請求人は、令和3年4月14日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 総論

(ア) 請求人は、「保護を受けた」(法63条)者に該当しない。

(イ) 仮に「保護を受けた」者に該当するとしても、請求人が「受けた保護金品に相当する金額」(法63条)は、60,000円に過ぎないから、「保護の実施機関の定める額」(法63条)を、808,401円と定めたことは、裁量権の濫用にあたる。

(ウ) よって、本件処分は取り消されるべきである。

イ 本件の概要

(ア) 請求人には、母(死亡。)、姉(平成12年生)及び、兄(平成14年生)がいる。

母は、離婚して、親権者として、一人で上記3人の子を育てていたが、に死亡したため、その後は、請求人は姉と兄と3人暮らしとなった。

母死亡後、姉が世帯主となって、生活保護を受給するようになったと思われる。請求人は、母死亡当時、まだ中学1年生であった。

請求人は、母死亡後、家にある食料品を食べたり、時々訪問する祖母の手料理を食べて生活していた。自分の小遣いは、必要なときに、姉から数百円ずつもらい、毎月合計で約3,000円程度使っていたようである。

家賃や光熱費は、姉が毎月振り込んでおり、食料品も、姉が購入して自宅に保存されていた。自宅の食料品は、請求人だけでなく、姉や兄も費消していた。

請求人の携帯電話料金は、異父姉が支払っていたようである。

(イ) 未成年後見人が選任される前に、児童相談所が、請求人のA銀行の口座を開設し、遺族年金の請求を行い、令和元年6月から遺族年金を受給していた。

請求人の名義のA銀行の口座の通帳は、誰が保管していたのか不明であるが、審査請求自身は、下記のとおり、未成年後見人が選任されるまで、自己の口座が存在することや遺族年金を受給していることすら知らなかった。そのため、未成年後見人選任後に、やむを得なく、通帳を再発行した。

(ウ) 姉と兄は、高校進学後、アルバイトをしていたようだが、処分庁の職員や児童相談所職員からの連絡や接触には、全く対応せず、大人たちを遮断していたようである。そのため、生活保護受給者に必要な収入申告などがなされていなかったようである。

請求人自身は、中学生であり、姉から小遣いをもらって生活していただけで、姉や兄がアルバイトをしているのか、どこでしているのか、いくらもらっているのか等、知る由もなかった。

特に、兄に関しては、母死亡後、兄弟や親戚からの接触を完全に遮断し、同じ自宅に暮らしているにもかかわらず、一切の会話がなくなった。おそらく、母死亡の精神的ショックからこのような極端な態度に変化したものと思われる。そのため、請求人は、兄が学校に通っているのか、アルバイトをしているのか、一体何をしているのか何もわからなかった。

(エ) 児童相談所は、母死亡から約1年半後の令和元年3月27日、請求人、姉及び兄のそれぞれについて、未成年後見人選任申立を行い、約1年後の令和2年1月24日によりやく未成年後見人が選任された。

請求人と請求人の未成年後見人は、選任後、すぐに連絡がとれたが、姉と兄については、それぞれに未成年後見人からの連絡や接触も遮断し、意思疎通が全くできなかった。

請求人は、令和2年4月からアルバイトを開始したため、それ以降は、収入申告を適切に行なっていたが、姉と兄が収入申告をしないため、請求人の未成年後見人と処分庁が今後の請求人の生活確保のため、世帯分離をすることとなった。

令和2年5月に姉がひとりで転居したため、しばらくは、請求人が世帯主となって兄と二人暮らしとなった。同月から請求人が生活保護費を受領するようになった。

その後、同年12月に自宅を明け渡し、請求人と兄も、それぞれ、別世帯で一人暮らしをするようになり、現在に至る。

ウ 請求人が「保護を受けた」者に該当しないこと

本件においては、前記イ記載のとおり、請求人は、処分庁が主張する返還期間のうち、平成29年8月から令和2年4月までの生活保護は受給していない。

受給していたのは、世帯主である姉であって、請求人は、小遣いを月額3,000円受領していただけである。

令和2年5月以降は、収入申告を適切に行い、適切に受領していたものである。
前述のとおり、請求人は、後見人が選任されるまで遺族年金の存在も知らなかったため、請求人は、自宅に置かれた食料品と小遣いだけでなんとか生活し、母の生前の頃より、体重が減り、やせ細ってしまったほどである。
以上のとおり、請求人は、「保護を受けた」に該当しない。

エ 「保護の実施機関の定める額」(法63条)を808,401円と定めたことが裁量権の濫用にあたること

法第63条の返還額については、一律にその受けた保護金品に相当する金額全部とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定めるものとしており、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。

本件において、過支給が生じたのは、姉と兄の収入が無申告であったからである。収入申告しなかったのは、姉と兄が処分庁職員の連絡に応じなかったからであり、請求人の落ち度ではない。当時、中学生であった請求人には、生活保護受給者である姉の処分庁に対する各義務について理解する力はなく、また、理解できたとしても、姉や兄の収入を知って、申告すること等到底できなかったし、処分庁職員からも、請求人に対して、そのような指導はなされてこなかった。

未成年後見人選任申立から選任まで時間が経過したのも、姉と兄と裁判所や児童相談所が連絡をとれなかったためであり、その間、放置されてしまったのは、請求人の責任ではない。

それにもかかわらず、過支給分の返還を、姉や兄ではなく、請求人に負わせるのは、請求人に酷である。

また、前述のとおり、請求人は、平成29年8月から令和2年4月までの間、小遣いとして毎月合計3,000円しか受領していなかったのであるから、返還を求めるとしても、請求人が利益を受けた限度に留めるべきである。

しかし、処分庁は、請求人らの生活状況や財産状況等を調査せず、支給金額のみを考慮して、本件処分を行っている。

以上の経緯に鑑みると、本件処分は、請求人に責任のないことを、請求人が受けた利益の範囲を超えて、過剰に負担を課すものであり、裁量の範囲を逸脱しており、違法である。

オ まとめ

よって、本件処分の取り消しを求める。

(2) 審理員が令和3年8月2日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 保護を受けた者(法63条)に該当しないこと

処分庁は、世帯主以外にも返還を求めることができると主張する。

しかし、以下の通り、そのように解することは不均衡が生じ、妥当でない。

すなわち、法 63 条は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすること」(東京高判平成 25 年 4 月 22 日)と解されているところ、その制度趣旨からすれば、生活保護費を受給している者が保護の補足性の原則に反して保護費を受給した場合にその者に返還を求めることができると解することが公平性に照らし、妥当である。

なぜなら、保護を受給する世帯主は、保護費を自由に処分できるため、受給する世帯主は、保護の補足性の原則に反して財産を得た場合、これを返還することは当然である。一方、直接受給しない世帯主以外の者は、生活保護費を自由に処分できないにもかかわらず、財産を得た場合には返還を求められる場合、利益と責任が一致せず不合理であるからである。

本件においても、請求人は、母死亡後は、世帯主となった姉から毎月 3000 円にも満たない小遣いだけ受領し、自宅にある食料でしのぐ毎日を送っていた。姉の家計管理がどのようになっていたか不明であるが、生活保護月額 24 万円から兄弟の共通生活費約 6 万 3000 円(家賃 5 万 5000 円、水道光熱費約 8000 円)及び小遣い約 3000 円を差し引いた約 17 万円は姉か兄が費消していたものであり、請求人が享受できたものは少額に過ぎない。

それにもかかわらず、年金受給したものを全額返還するという大きな負担を強いられるのは、不合理である。

したがって、請求人は、保護を受けた者に該当せず、返還義務を負わない。

イ. 裁量権の濫用について

処分庁は、本件処分に違法性、不当性はないと主張する。

しかし、本件処分は、以下のとおり、保護の実施機関の定める額を 80 万 8401 円と定めたことについて、裁量権の濫用にあたり、取り消されるべきである。

(ア) 未成年後見人の選任前に年金手続が行われたこと

未成年後見選任申立(申立日:平成 31 年 3 月 27 日)は、年金手続を行う目的もあり、児童相談所が行ったものである。そのため、未成年後見人選任申立てを行った当時は、未成年後見人選任後、同後見人のもとで行われる予定のものであった。

また、調査官調査にも記載されているとおり、処分庁は、請求人らの祖母は知的障害を持ち、財産管理ができる状態ではないことや、実父がすでに再婚し、請求人らとは疎遠になっており、相談できる社会資源がないことを把握していた。

しかしながら、処分庁は、未成年後見人選任申立前の平成 31 年 2 月に遺族年金の請求手続を、処分庁年金調査員をして行っていた。後見人の選任を待たずに、当時 14 歳である請求人に委任状を提出させて申請を進めたものである。

請求人は年金の仕組みもわからない年齢であり、仮に委任状を渡していたとしても、何の書類かもわからず、同相談員の言われるがまま記載した可能性が高い。

このように、処分庁は、理解が乏しい請求人に対し、必要な書類を提出させ年金請求を行ったものである。後見人が選任されてから年金受給すれば、法定代理人により、年金の遡及分は保護費の金額を超えない範囲で返還する義務があると理解した上で受給できたにもかかわらず、手続を進めたものである。また、選任前に受給しなければならない特段の事由も見当たらない。

(イ) 収入申告等の指導がなされなかったこと

前述のとおり、処分庁は、未成年後見人選任前に、特段の事由がないにもかかわらず、年金申請を選任前に行った。この事情は申立書には何ら記載されておらず、かつ、令和元年8月から10月に行われた調査官調査においても、遺族年金申請が手続済みであることを処分庁は調査官に対し、相談員を通じて、申告しなかった。

姉も同期間に行われた調査官調査において、すでに年金請求がなされ、受給が開始していたにもかかわらず、「後見人らに遺族年金の手続をしてもらう必要があることは理解している」旨の発言をしているとおり、処分庁において、すでに年金申請をして受給が開始されていることを知らなかったものである。

世帯主の姉が年金を受給していることを知らなかったのであるから、中学生であった請求人が知るはずがない。

また、すでに受給していることを知らなかったのであれば、受給開始以降、これを申告しなければならなかったことも知らなかったということである。

とすれば、処分庁は、後見人選任前に年金の請求だけを行い、年金を受給すれば返還する必要があることについて説明をしていなかったか、形式的に説明をしていたとしても、当時14歳である請求人がこれを理解できる程度になされていたとは到底言えない。

また、実際、請求人は、通帳の存在や所在についても全く知らなかったため、申告したくてもできない状況であった。

(ウ) まとめ

以上のとおり、処分庁は、請求人らには相談できる成人がいないと認識し、そのために未成年後見人選任申立がなされることを予定しているにもかかわらず、これを待たずに、理解に乏しいまだ14歳の請求人に委任状等を提出させ、年金請求を行い、その際に適切な収入申告等に関する説明を行わなかった。

この点、処分庁は、返還の趣旨について、「請求が遅れたこと及び受給している事実の把握が遅くなったことを理由に収入認定が行えていなかったため」に行うものと主張する。

しかし、本件において、年金支給の実態把握が遅れた原因は、処分庁が、上記のようなずさんな年金請求を行ったことが原因であり、請求人には何らの落ち度も

ない。

それにもかかわらず、遡及分と定例支給分全額を一括で返還するよう未成年者である請求人に対し処分を行ったものであり、このような処分は裁量権の濫用であり不当である。

ウ 請求人の残高

本件処分時点で未成年後見人の預り金は、93 万円ではなく、77 万 7943 円であり、A 銀行への預け入れが 10 万 4012 円である。

エ まとめ

よって、本件処分の取り消しを求める。

なお、現在、処分庁に対し、個人情報開示請求を行っているため、開示資料が届き次第、疎明資料の追加提出をする可能性がある。

(3) 請求人から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 令和 2 年 1 月 24 日付けの家庭裁判所の未成年後見人選任申立事件の審判書には、「申立人 児童相談所長」、「未成年者 請求人」、「本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。主文 1 未成年者の未成年後見人として次の者を選任する。」との記載がある。

イ 令和 3 年 1 月 29 日付けの本件処分通知書には、「1 資力発生年月日 平成 29 年 8 月 1 日」、「3 返還の理由 遺族年金の遡及支給及び定例支給未申告 ※詳細については別紙をご確認ください。」、「4 返還対象額 808,401 円」、「5 控除額 0 円」、「6 返還決定額 808,401 円」との記載がある。

また、別紙には、「返還の理由【別紙】 令和 3 年 1 月 29 日付け、「生活保護法第 63 条による保護費返還金決定通知書」における返還の理由は下記のとおりです。記 1 返還の理由 請求人は、令和元年 6 月 14 日に遺族基礎年金遡及分（平成 29 年 8 月分から平成 31 年 3 月分）599,111 円及び定例支給分（平成 31 年 4 月分、令和元年 5 月分）83,716 円を受給されました。また、世帯から収入申告がなく、当方が照会によって収入を把握したのが令和 2 年 1 月であり、遡及認定できたのが 11 月分保護費（年金 9 月分）からであったため、それまでに受給した定例支給分の内、令和元年 8 月 15 日に受給した定例支給分（令和元年 6 月分、7 月分）83,716 円及び令和元年 10 月 15 日に受給した定例支給分（令和元年 8 月分、9 月分）の内 8 月分 41,858 円についても収入認定できていません。そのため、平成 29 年 8 月分から令和 2 年 10 月分までの期間に支給した保護費のうち 808,401 円について生活保護法第 63 条の規定により、費用返還の対象となるため、費用返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和3年5月14日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分をした経緯及び理由について

(ア) 世帯状況

世帯は母、姉、兄及び、請求人の4人世帯であった。

世帯主であった母が[]に亡くなり、姉を世帯主として3人世帯となった。その後、姉は令和2年5月31日付けで世帯から転出したことにより、人員減となり、請求人が世帯主となり2人世帯となった。その後、兄は令和2年10月22日付けで世帯から転出したことにより人員減となり、請求人単身世帯となった。

(イ) 本件処分

母が[]に死亡した事により、姉、兄及び請求人に遺族基礎年金の受給権が発生。各々から年金請求に係る手続きを処分庁年金調査員に委任する旨の委任状（委任状は年金請求時に提出しており、写しの控えもない）を提出してもらい、年金調査員が平成31年2月1日に当市年金担当課において、年金請求手続きを行い、それぞれ遺族基礎年金を受給開始。

しかし、令和元年6月に遺族基礎年金を受給開始したとの申告はなく、令和2年1月に情報提供ネットワークシステムを通じて年金額等の受給状況を確認した。

姉は令和元年6月14日に、平成29年8月分から平成31年3月分の遡及分599,111円を受給。18歳到達により、以降の年金は支給されない。

兄及び請求人はそれぞれ、令和元年6月14日に平成29年8月分から平成31年3月分の遡及分599,111円及び定例受給分（平成31年4月分及び令和元年5月分）83,716円の計682,827円を受給。その後、令和元年8月15日及び令和元年10月15日に各期定例受給分83,716円を受給。

兄及び請求人の収入認定について、令和2年1月に遺族基礎年金受給の事実を確認したため、その時点で保護費を遡及して認定できる令和元年11月分保護費から、令和元年10月15日に受給した83,716円の内、2か月で割った41,858円の収入認定を行っている。

姉、兄及び請求人が令和元年6月14日に受給した遡及受給分は各599,111円。兄及び請求人が、令和元年6月14日、令和元年8月15日及び令和元年10月15日に受給した定例受給分の内、収入認定を行えていない各209,290円。これら計2,215,913円について、資力があるにもかかわらず、保護を受けていたとして、法第63条返還金の対象と判断。適用期間（平成29年8月1日から令和元年10月31日）中に支払った保護費の総額が返還対象額を上回っているため、全額を法第63

条に基づき返還決定とした。

債務の名義人については、法第 63 条において対象は被保護者としてしか規定がなく、必ずしも世帯主に対して行うものではない。遺族基礎年金を受給した当時、世帯主であった姉が兄及び請求人の年金を管理していたという事実は確認できなかったため、受給した年金額分をそれぞれに請求する本件処分を、令和 3 年 1 月 15 日のケース検討会議を経て、令和 3 年 1 月 27 日に決定した。

イ 処分庁の意見

保護は法第 10 条に基づき、原則世帯単位で行われるものであり、保護費については、請求人を含めた世帯に対して支給しているため、請求人は世帯員であった時期も保護を受けた者に該当する。また、受けた保護金品に該当する額についても、請求人が直接受領した額ではなく、世帯として受給した金額が該当する。

返還の趣旨は、遺族基礎年金を受給権発生後から受給していた場合、その分収入認定を行い保護費の支給が少なくなる所、請求が遅れたこと及び受給している事実の把握が遅くなったことを理由に収入認定が行えていなかったために、年金を受給し、現に資力を活用できるようになったことをもって、支給した保護費の返還を求めるものである。姉や兄の就労収入が無申告であったことと直接の関係はない。

法第 63 条返還金について、自立更生費を控除することはあるが、年金を遡及して受給した場合は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性から、厳格な対応が必要となると、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）に記されている。令和 2 年 9 月 24 日に兄の未成年後見人に、令和 2 年 9 月 25 日に請求人の未成年後見人に対しその旨を説明し、それでも控除を求めるものがあれば検討すると伝えたが、その後控除を求める自立更生費についての相談はなかった。

請求人は未成年後見人が選任されるまで、自身の口座が存在することや遺族年金を受給していることを知らなかったとのことであるが、請求人から、年金調査員に年金請求する旨の委任状を提出してもらい、その際に年金振込先の通帳の口座番号を確認している。

また、年金請求後、年金証書や年金振込通知書が、日本年金機構から請求人宛に郵送されていると思われる。よって自身の口座が存在することや遺族年金を受給していることを知らなかったということはないように思われる。

令和 2 年 8 月 20 日に提出のあった資産申告書において、B 銀行（名義人預り金口未成年後見人）の令和 2 年 4 月 13 日の時点の残高が 930,000 円、A 銀行（名義人請求人）の令和 2 年 8 月 14 日の残高が 209,031 円であることを確認している。これらの残高は受給した遺族年金を含んでいると推察されるため、仮に遺族年金受給の事実を把握していなかったとしても、請求人が遺族年金を受給し資力を有したことに相違ないと考えられる。

よって、本件処分は、違法又は不当な点はない。

(2) 審理員が令和3年8月24日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記1請求人の主張(2)に対する処分庁の意見

(ア)「ア 保護を受けた者(法第63条)に該当しないこと」について

請求人は、保護費を直接受給していないため、保護を受けた者に該当せず、返還義務を負わないと主張する。しかし、生活保護は法第10条に基づき、原則世帯単位で行われるものであり、保護費については、請求人を含めた世帯に対して支給しているため、請求人は世帯員であった時期も保護を受けた者に該当する。

また、法第63条返還金の適用期間中である平成29年8月から令和元年10月の間において、請求人は保護費を享受できたものは少額であるとの主張であるが、兄弟の共通生活費月63,000円(家賃55,000円、水道光熱費約8,000円)を兄弟3人で分割すると、1人月21,000円であり、適用期間の27か月間で567,000円分を享受している。そして小遣い月3,000円として、適用期間の27か月間で81,000円を享受している。また、請求人は医療扶助として、平成31年1月及び2月に受診分計15,640円分を享受している。これらを合計すると663,640円となり、さらに27か月間の請求人分の食費等を含めて考えると、返還決定額804,401円を超える生活保護費を享受していたと考えられる。

(イ)「イ 裁量権の濫用」について

a 未成年後見人の選任前に年金手続きが行われたことについて

法第4条に基づく補足性の原理から、他法他施策が優先となる。遺族年金の請求について、法定代理人の有無に関わらず請求ができることを確認できたことから、少しでも早く他法の活用を図るため、請求人から委任状の提出を受け手続きを行ったものである。

なお、請求人の年金請求委任については、平成31年1月30日に当時世帯主であった姉にも確認しており、請求人の理解は得られていたと考えられる。

b 収入申告について

請求人が収入申告の必要性を理解していなかったとの主張であるが、平成31年2月21日に請求人に対し、遺族年金の手続きを行っている旨を説明し、入金があった場合速やかに申告するよう指導している。返還となる旨の説明を行ったとの記載はないが、仮に返還となる旨の説明が請求人にされていなかったとしても、それだけをもって、保護費の返還を免れるものではない。

(ウ)「(ウ) まとめ」、について

年金請求の経緯や収入申告について請求人に落ち度がないため、遡及分と定例支給分全額を一括で返還するよう未成年者である請求人に対し処分を行うことが裁量権の乱用であるとの主張であるが、返還の趣旨は遺族基礎年金を受給権発生後から受給していた場合、その当該年金を収入として認定し、最低生活費との差額を、保護費として支給するべきところ、請求が遅れたこと及び受給しているとの報告がなく、事実の把握が遅くなったことを理由に収入認定が行えていなかったために、年金を受給し、現に資力を活用できるようになったことをもって、支給した保護費の返還を求めるものであり、請求人の落ち度の有無に関わらず、入金の実事に対しての処分である。

(3) 処分庁から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 「年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）」には、請求者の氏名として、請求人の記載があり、年金送金先としてA銀行の請求人名義の口座aの記載がある。

イ 出力年月日が令和2年1月8日付けの姉の「情報照会応答照会（特定個人情報詳細）」には、年金の種類として遺族基礎年金との記載が、受給権発生年月日として[]との記載があり、年金の支払い状況として、令和元年6月14日 599,111円との記載がある。

また、出力年月日が令和2年1月8日付けの兄の「情報照会応答照会（特定個人情報詳細）」には、年金の種類として遺族基礎年金との記載が、受給権発生年月日として[]との記載があり、年金の支払い状況として、令和元年6月14日 682,827円、同年8月15日 83,716円、同年10月15日 83,716円、同年12月13日 83,716円との記載がある。

さらに、出力年月日が令和2年1月10日付けの請求人の「情報照会応答照会（特定個人情報詳細）」には、兄と同一内容の記載がある。

ウ 令和2年1月10日付けのケース記録票には、「年金事務所より照会回答あり。（別添のとおり）（年金支給状況）①姉 R1. 6. 14 599,111円（遡及分）……法63条適用見込み（R1. 4. 15、18才年齢到達により失権）（別添のとおり）②兄 R1. 6. 14 682,827円（遡及分）……法63条適用見込み R1. 8. 15 83,716円（R1. 6月、7月分）…全額法63条適用見込み R1. 10. 15 83,716円（R1. 8月、9月分）…8月分、法63条適用見込み …9月分→11月1日 41,858円収入認定 R1. 12. 13 83,716円（R1. 10月、11月分）…12月、1月収入認定（各月41,858円）（別添のとおり）③請求人 R1. 6. 14 682,827円（遡及分）……法63条適用見込み R1. 8. 15 83,716円（R1. 6月、7月分）…全額法63条適用見込み R

1. 10. 15 83,716 円 (R 1. 8 月、9 月分) … 8 月分、法 63 条適用見込み … 9 月分→11 月 1 日 41,858 円収入認定 R 1. 12. 13 83,716 円 (R 1. 10 月、11 月分) … 12 月、1 月收入認定 (各月 41,858 円)」との記載がある。

エ 令和 2 年 1 月 14 日付けのケース記録票には、「保護変更：令和元年 11 月 1 日 (変更理由) 兄の遺族基礎年金の認定による。請求人の遺族基礎年金の認定による。(認定状況) 生活扶助：187,610 円 住宅扶助：51,000 円 教育扶助：9,750 円 生業扶助：0 円 一時扶助：0 円 収入認定：297,031 円 扶助額合計：-48,671 円 ◆過支給額は 83,716 円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。令和 2 年 2 月分に 10,000 円収入充当します。令和 2 年 3 月分に 10,000 円収入充当します。令和 2 年 4 月分に 15,929 円収入充当します。令和 2 年 5 月分に 15,929 円収入充当します。令和 2 年 6 月分に 15,929 円収入充当します。令和 2 年 7 月分に 15,929 円収入充当します。」との記載がある。

オ 処分庁が令和 2 年 8 月 24 日に受理した資産申告書及び通帳の写しには、請求人の預貯金として、未成年後見人の預り金口座である B 銀行に 930,000 円 (令和 2 年 4 月 13 日時点)、A 銀行 a 口座に 209,031 円 (令和 2 年 8 月 14 日時点) との記載がある。

カ 令和 2 年 9 月 25 日付けのケース記録票には、「請求人、請求人の未成年後見人來所 9/1 のケース検討会議の内容、同じ家で暮らしている家族であるため、生計が別であるという申し出をもって世帯を別として取り扱うことはできない。兄を窓口に来てもらい、収入申告を行うよう口頭指導、口頭指導で来所されない場合は文書指示を行い、文書指示が履行されない場合に兄を世帯分離とすることを説明。今回、兄を窓口に来てもらい、収入申告を行うよう口頭指導を行った。請求人の転居を検討しているとのことで、物件が決まれば重要事項説明書を提出してもらうよう伝えた。昨年受給した遺族年金について、姉兄請求人のそれぞれに債権を立てる予定であることを説明した所、当時の世帯主は姉であり、住宅扶助によって家に住んでいた等はあるかもしれないが、請求人が直接保護費を受領していたわけではない。保護費を直接受領していたわけではないのに、請求人に対して処分庁から返還を求められるのはおかしいのではないかとのこと。いずれにせよ控除についても検討してほしいとのことで、兄の未成年後見人に対しても送付した資料 (別添) を渡し、遡及受給した年金からは自立更生費等の控除は難しいことを説明。この資料を踏まえた上で控除を求めるものがあれば検討するので連絡してもらうよう伝えた。」との記載がある。

また、平成 24 年課長通知の写しには、同月 24 日及び同月 25 日に交付した旨の記載がある。

キ 開催年月日が令和3年1月15日のケース検討会議の検討票には、「【ケース概要】請求人16歳単身世帯。元々は母と姉、兄が同一世帯であったが、母は平成29年7月に死亡、姉は令和2年5月30日に家を出ていき、兄は令和2年10月22日に家を出て行って請求人のみとなった。請求人単身となった後、令和2年12月4日に市内転居し、単身アパートに入居している。母死亡後、姉兄請求人遺族年金をそれぞれ令和元年6月14日に受給（当時は3人とも未成年）。収入についての報告はなく、年金調査により、令和2年1月に受給していることを把握。兄、請求人の定例分については、遡及認定可能であった令和元年11/1付から認定している（令和元年9月分）。姉、遡及分（平成29年8月分～平成31年3月分）599,111円 ※18歳到達により、令和元年3月で受給資格なくなる。兄、遡及分（平成29年8月分～平成31年3月分）599,111円 未認定分（平成31年4月分～8月分）209,290円 請求人、遡及分（平成29年8月分～平成31年3月分）599,111円 未認定分（平成31年4月分～8月分）209,290円 【検討事項】母死亡後、姉兄請求人が同一世帯で保護受給中にそれぞれ遺族年金を受給。遺族年金受給当時世帯主であったのは姉。遺族年金遡及分と、定例分を収入認定するまでの認定遺漏分を法第63条返還金とする予定であるが、その宛先を誰にすべきか。①姉兄請求人それぞれの受給分を各人の返還金とする。②遺族年金受給当時の世帯主であった姉（現在は転出し、生活保護も受給していない）。③現在世帯主である請求人。【経緯】別紙のとおり」、「検討結果 令和3年1月15日 ケース検討会議実施 姉兄請求人3人それぞれに対し、それぞれが受給した年金額を法第63条返還金とする。受給当時未成年であったことから、法第77条の2徴収金としては認定しないこととする。」との記載がある。

また、別紙には、「【経緯】令和2年1月7日のケース検討会議において、手続き中である未成年後見人選任後、それぞれに法第63条返還金を請求するとされた。3人に未成年後見人が令和2年2月に選任されたが、姉については令和2年4月に20歳となったため、未成年後見は終了している。令和2年9月1日に、遺族年金の返還請求も含めて改めてケース検討会議を行い、それぞれに法第63条返還請求をするとされた。その後、請求人と兄の未成年後見人に対し、法第63条返還金をそれぞれに請求すると伝えた所、請求人の未成年後見人からは、当時保護費を受け取っていたのは姉で、請求人は直接受け取っていない、全額姉に請求すべきではないか、もし請求人宛に請求された場合には、審査請求も考えているとのこと。また、なにかしら控除してもらえないかとのこと。兄の未成年後見人からも、なにかしら控除してもらえないかとのこと。それぞれに、平成24年7月23日付厚労省課長通知社援保発 0723 第1号に基づき、遡及年金については、原則全額が返還対象となることを説明。それでも控除対象としてほしいというものがあれば申告してもらうよう伝えており、請求人の未成年後見人からは、4人で住んでいた住居の修繕費が請求されるかもしれない、家の契約はなくなった母のままとまっているのでどうなるかわからないと話していたが、令和2年12月に転居し、修繕費も請求されなかったとのこと。法第63条の宛名について、前回までのケース検討会議において、詳しく検討されていなかった

ため、今回の会議で検討を行う。」との記載がある。

ク 令和3年1月15日付けの「返還（徴収）金等審査調書」には、「返還（徴収）を求める理由 請求人が令和元年6月14日に遺族基礎年金遡及分（令和29年8月分から平成31年3月分）599,111円及び定例受給分（平成31年4月分、令和元年5月分）83,716円を受給。また、収入を把握したのが令和2年1月であり、それまでに受給した定例支給分の内、令和元年8月15日に受給した定例支給分（令和元年6月分、7月分）83,716円及び令和元年10月15日に受給した定例支給分（令和元年8月分、9月分）の内8月分41,858円についても収入認定できていない。これらについて生活保護法第63条費用返還決定を行う。」「資力発生日 平成29年8月1日」、「返還（徴収）適用期間 平成29年8月1日～令和元年10月31日」、「適用期間中に支払った保護費の総額 3,424,927円 ※姉分返還金599,111円、兄返還分808,401円を除いた額は2,017,415円」、「返還（徴収）対象額 808,401円」、「控除額 0円」、「返還（徴収）決定額 808,401円」、「総合審査結果 生活保護法第63条返還金の起案をすることとする」との記載がある。

ケ 前記1請求人の主張（3）イと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護

を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の (2) のアの (ア) は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

- (6) 平成 24 年課長通知の 1 の (1) には、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。また、その⑤において、「遡及して受給した年金については、(2) により取扱うこと。」と定めている。

そして、(2) には、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第 63 条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる」とした趣旨を踏

まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と定めている。

- (7)「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問 13 の 6 の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、年金が遡及して支給されることとなった場合について、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) イ及び 2 (3) ケのとおり、請求人が遺族基礎年金の遡及分及び平成 31 年 4 月分から令和元年 8 月分の定例支給分を受給したことから、平成 29 年 8 月から令和 2 年 10 月までの期間に支給した保護費のうち、808,401 円について法第 63 条の規定により返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 法第 63 条の解釈と運用について

法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照)。

- (3) 前記 1 (4) のとおり、法第 63 条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

また、前記 1 (5) 及び (7) のとおり、年金はその実際の受給額を認定することとされ、また、遡及して支給される年金については、年金受給権が生じた日から法第 63

条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨 2 (3) イ、エ、キ及びクのとおり、①姉、兄及び請求人は同一世帯として保護を受給していたこと、②姉、兄及び請求人の遺族基礎年金の受給権発生年月日は [REDACTED] であること、③令和元年 6 月 14 日、遺族基礎年金の遡及分が、姉、兄及び請求人に対してそれぞれ 599, 111 円ずつ支給されたこと、④同年 6 月 14 日、同年 8 月 15 日、同年 10 月 15 日及び同年 12 月 13 日、遺族基礎年金の定例分が、兄及び請求人に対してそれぞれ 83, 716 円ずつ支給されたこと、⑤処分庁は、兄及び請求人が受給する遺族基礎年金の定例分について、同年 11 月分保護費から収入認定を開始したこと、⑥処分庁は、平成 29 年 8 月 1 日から令和元年 10 月 31 日の間に請求人世帯に支給した保護費について返還を求めることとし、姉に対する返還対象額を 599, 111 円、兄及び請求人に対する返還対象額をそれぞれ 808, 401 円ずつとしたこと、⑦姉、兄及び請求人に未成年後見人が選任されたのは令和 2 年 2 月であったことが認められる。

前記 1 (3) のとおり、生活保護は世帯を単位として実施されるところ、処分庁は、姉、兄及び請求人に対し支給された遺族基礎年金の遡及分及び平成 31 年 4 月分から令和元年 8 月分までの定例支給分を請求人世帯の資力として認定したうえで、資力がありながら保護を受けたことに該当すると判断したことが認められる。

前記 1 (7) のとおり、年金については、年金受給権が生じた日から法第 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなるところ、確かに、姉、兄及び請求人の遺族基礎年金の受給権発生日は [REDACTED] であるが、当該時点及び本件処分により返還の対象となっている遺族基礎年金が支給された時点において、請求人世帯が未成年者だけで構成される世帯であり未成年後見人による支援も無かったこと及び請求人世帯に支給された遺族基礎年金の具体的な管理状況や使用状況等が不明な点を鑑みると、遺族基礎年金の受給権が発生していたことのみをもって、請求人世帯が、資力がありながら保護を受けていた状態であったか否かについては疑義が残る。

- (4) 前記 1 (6) のとおり、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとされている。

処分庁は、遺族基礎年金を姉が管理していたという事実は確認できなかったため、請求人に支給された遺族基礎年金額分を請求人に請求したこと及び請求人の未成年後見人に対し、平成 24 年課長通知を示し、控除を求めるものがあれば検討することを伝えたが、自立更生費についての相談はなかった旨を主張する。

一方、請求人は、請求人名義の口座の通帳を誰が保管していたか不明であり、請求人は、未成年後見人が選任されるまで、自己の口座が存在することや遺族基礎年金を受給していることすら知らず、未成年後見人選任後に通帳を再発行した旨を主張する。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2.(3)オからキのとおり、①令和2年8月14日時点の請求人の遺族基礎年金の受給口座の残高は209,031円であること、②同年9月25日、処分庁は、請求人の未成年後見人に対し、兄の未成年後見人に対しても送付した平成24年課長通知を示したうえで、自立更生費を求めるものがあれば連絡するように伝えたこと、③令和3年1月15日、処分庁はケース検討会議を開催し、姉、兄及び請求人に対し、それぞれが受給した年金額を法第63条返還金とする判断をしたことが認められる。

以上のこと及び前記(3)からすると、本件処分において、返還の対象となった遺族基礎年金が請求人世帯に支給された時点において、請求人世帯は未成年者だけで構成されるという極めて特殊な状況であったところ、処分庁が返還請求額を決定するにあたり、請求人世帯に支給された遺族基礎年金の具体的な管理状況や使用状況、残額等について調査した形跡は認められない。

また、処分庁は、請求人の未成年後見人及び兄の未成年後見人に対しては、自立更生費に関する説明を行ったことは認められるものの、保護費の返還の対象となった期間の請求人世帯全体の具体的な生活実態や過支給となった保護費の使用の状況等について調査を行ったことを裏付ける事実を認めることはできない。

さらに、遺族基礎年金の定例受給分について適時に収入認定がされなかった背景には、処分庁において、請求人世帯が遺族基礎年金の請求手続を行っていることを把握していたにも関わらず、手続の進捗管理が適切に行われていなかったという特段の事情があることにも留意すべきものといえる。

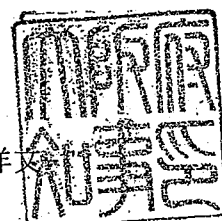
これらを踏まえると、保護は世帯を単位に実施されるところ、処分庁は、請求人世帯全体の状況を考慮することなく、請求人に対し、単に請求人を対象に支給された遺族基礎年金の額に相当する金額の返還を求める本件処分を行っており、請求人を含めた請求人世帯の資産や収入の状況、生活実態、請求人世帯に支給された遺族基礎年金及び保護費の使用の状況など検討すべき個別具体の事情についての調査・検討を行っていない点において、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

3. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

19